

滋賀県 医療機関等物価高騰対策支援金（医療機関等および薬局）にかかるQ&A

区分	No	質問	回答
01_共通	1	医療機関等物価高騰対策支援金（医療機関等および薬局）の目的は。	公定価格で運営されている医療機関等においては、物価高騰下にあっても利用者負担への転嫁ができず、安定的な運営に支障が生じていることから、材料費等の物価高騰に伴う負担が増えた医療機関等や薬局に対して、医療サービスの継続を奨励するために支給するものです。
01_共通	2	対象となるのはどういった施設か。	令和8年7月1日時点で開設している病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所および調剤を行っている薬局が対象となります。 ※ 令和8年7月1日時点で保険診療、保険施術および出産育児一時金等の受取代理制度を取り扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）医療機関等および保険薬局の指定を受けていない薬局は対象外となります。
01_共通	3	指定管理者の欄は入力するのか。	指定管理者は公立病院等の公の施設の管理を受けている団体を指します。該当しない場合は「なし」で申請してください。
01_共通	4	支援金について、使用用途の制限はあるのか。	医療サービスの継続を奨励するために支給するものであり、使用用途に制限はありません。
01_共通	5	休止中でも対象となるのか。	令和8年7月1日時点で開設し、医療サービスを提供している医療機関等および薬局が対象となります。 なお、今後も継続して医療サービスを提供していただくための趣旨であることから、休止中であっても再開する予定である場合は対象です。
01_共通	6	支給について、実績報告書の報告が必要か。	実績報告書の提出は必要ありません。ただし「医療機関等物価高騰対策支援金申請書兼請求書」の提出は必要となります。
01_共通	7	支援金の申請受付はいつまでか。また、支援金の支給はいつか。	受付期間は、10月16日（金）17時までです。 ※ 郵送の場合は、10月16日（金）17時必着 申請のタイミングにより支給日は異なりますが、10月～11月の予定です。
01_共通	8	同様の支援金を過去に県から受けているが、今回の支援金も受給できるのか。	県では「医療機関等における質上げ・物価上昇支援事業」等を別途実施しておりますが、これらの事業で支援金を受給している場合でも、今回の支援金を受給することが可能です。
01_共通	9	同様の支援金を市町から受けているが、県の支援金についても受給はできるのか。	市町の支援金を受給している場合でも、県の支援金を受給することが可能です。
01_共通	10	証拠書類とは具体的にどのような資料を準備しておけばよいか。	「請求明細書」など保険診療を実施していることが確認できる書類（令和8年7月1日以降）をご準備・保管いただき県から提出の要請があった際には提出をお願いいたします。なお申請時の提出は不要です。 ※保険診療を実施していることを確認できる書類については、歯科技工所のみが対象です。その他については医療機関番号等が必須になります。 ※助産所については、助産所コードの写しの提出が必須です。
01_共通	11	発行責任者、担当者とは誰を記載すればよいか。	「発行責任者」とは当該業務における責任を負う職員を指し、「担当者」とは本支援金の受給に当たっての事務を直接担当する者を指します。
01_共通	12	申請書は持参でも可能か。	持参は不可です。オンラインシステムによる申請を基本としています。 オンラインシステムを利用できないやむを得ない場合は、郵送により提出してください。 送付先：〒530-8215 大阪府大阪市北区梅田3-4-5 毎日インテシオ16階（株式会社エイチ・アイ・エス 内）滋賀県医療機関等物価高騰対策支援金事務局 提出期限：10月16日（金）17時まで（必着）

区分	No	質問	回答
01_共通	13	県内で複数の施設を運営している場合、施設ごとに支援金を受け取れるのか。	異なる場所で運営されており、県にそれぞれの開設届等が提出されており、医療機関番号等が個別に付与されている場合は、それぞれが支給の対象となります。申請は施設毎に必要です。
01_共通	14	訪問看護ステーション、訪問介護施設なども申請の対象となるか。	対象外です。
02_医療機関	1	対象となる医療機関等はどういった施設か。	令和8年7月1日時点で開設している病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所が対象となります。
02_医療機関	2	対象外となる医療機関等はあるのか。	保険診療、保険施術および出産育児一時金等の受取代理制度を取り扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）医療機関等は対象外となります。医療機関番号、登録記号番号、助産所コードのない医療機関等、受取代理制度の利用がない助産所は対象外になります。なお、歯科技工所については、番号等がないため、歯科診療所等への請求明細書等により保険診療の歯科技工を実施していることを証明できない場合は対象外となります。
02_医療機関	3	病床数は許可病床数か。	令和8年7月1日時点の許可病床数（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計）が対象です。
02_医療機関	4	閉院を視野にいて運営しているが、対象となるか。	申請時点ですでに閉院している場合や年度内の閉院が決まっている場合は対象外となります。ただし、法人化するため、個人医院の閉院と同一場所での法人による開設を予定している診療所は、対象です。
02_医療機関	5	令和8年7月1日より前に閉院しており、再開するつもりはないが、診療所の廃止届の提出はまだしていない場合、対象となるか。	令和8年7月1日時点で開設し医療サービスを提供している医療機関等が対象のため、開設していたとしても閉院、再開するつもりがない場合は対象外となります。（閉院したのであれば、閉院後10日以内に県に診療所の廃止届を提出する必要があります。令和8年7月1日に開設している医療機関等を対象としています。手続きの遅れにより廃止届が提出されていない医療機関等は医療サービスを提供している医療機関等に該当しません。）
02_医療機関	6	医療機関番号、登録記号番号とは何か。	近畿厚生局より指定を受ける際に交付された番号になります。病院、診療所、施術所、薬局では保険請求時に利用している番号であり、近畿厚生局のホームページにも公開されています。
02_医療機関	7	医療機関番号、登録記号番号、助産所コードがない場合は申請できないのか。	歯科技工所以外は、番号・コードがない場合は申請できません。歯科技工所については、「請求明細書」など保険適用の技工物作製を行っていることが確認できる書類があれば申請可能です。なお、申請時の提出は不要ですが、申請の際に申告が必要です。また、県から必要に応じて書類の提出を要請する場合がありますので、請求明細書等を5年間保管いただきますようお願いいたします。
02_医療機関	8	休止中の病床（休床）は対象となるのか。	許可病床が対象となります。（休止しているかどうかは問いませんが、医療機関が稼働病床分のみを申請される場合や、入院医療休止中を理由に無床診療所として申請されることは差し支えありません。）
02_医療機関	9	少しでも保険診療を行っていれば対象となるのか。	保険診療を実施していれば対象となります。歯科技工所については、保険診療に基づく歯科技工を実施していれば対象となります。※医療機関番号等がある医療機関は対象となります。
02_医療機関	10	同一施設内で、医科と歯科を行っている場合は、それぞれ申請できるのか。	一つの医療機関として開設届を提出しているので、それぞれでの申請はできません。（医療機関番号等も一つのはずです。）

区分	No	質問	回答
02_医療機関	11	公立の病院や診療所も対象となるか。	対象です。
03_診療所	1	有床診療所について、2床以下と3床以上で支給額の計算が異なるのはなぜか。	無床診療所等との均衡を図るため、2床以下の有床診療所については一律75,000円とし、3床以上については病院と同じ30,000円×許可病床数としています。
03_診療所	2	個人で開設しているが、法人化により個人開設の診療所は廃止を予定している。対象となるか。	法人化により同じ場所で保険診療を継続される場合は、対象となります。
04_助産所	1	助産所コードとは何か。	厚生労働省より通知を受けた際に付与された番号になります。 助産所コードを記載いただいた場合は、厚生労働省からの通知書の写しの添付が必要です。 助産所コードは、出産育児一時金等の直接支払い制度に係る届出の際に必要なもので、厚生労働省が社会保険診療報酬支払基金から連絡を受け、厚生労働省が設定の上、当該助産所あてに通知することとなっています。
04_助産所	2	助産所コードがない助産所も申請可能か。	助産所コードがない助産所は対象外となります。 社会保険診療報酬支払基金を介して出産育児一時金等を受け取っている助産所が対象となります。
04_助産所	3	助産所コードの写しを紛失した場合は、どうすればよいか。	助産所コードの写し以外の情報について入力いただき、申請ください。 助産所コードの記入は必須です。入力いただいた情報を基に県に確認し、齟齬がないか確認します。
04_助産所	4	助産所コードが分からない場合はどうしたらよいか。	厚生労働省にお問い合わせください。 (厚生労働省保険局保険課 03-5253-1111 (内線：3247)) ※ 社会保険診療報酬支払基金からの支払いに必須のため、助産所コードが不明な施設はないと考えられる。
04_助産所	5	助産所コードをこれから新規に取得し、支援金を申請することは可能か。	令和8年7月1日時点が基準となりますので、これからコードを取得しても支援金の申請はできません。
05_施術所	1	一つの敷地内で2種類（はりときゅう）の施術所を開設している場合、それぞれについて申請できるのか。	同一の敷地内（同一の建物内で壁で区切っている等）の場合は、それぞれでの申請はできません。（登録記号番号も一つのはずです。）
05_施術所	2	出張専門の施術所についても対象となるか。	対象となります。
06_薬局	1	対象となる薬局は。	滋賀県内で開設し、令和8年7月1日時点で保険薬局の指定を受けており、保険調剤を実施している薬局が対象となります。
06_薬局	2	医療機関番号とは何ですか。	近畿厚生局から指定を受ける際に交付される番号になります。調剤報酬明細書など、保険調剤の実績の分かる書類を保管し、県から要望があった際には提出をお願いいたします。なお申請時の添付・提出は不要です。